

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

一本橋架け替え工事の影響により発生した第三者に対する損害賠償に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次とおり専決処分する。

令和8年1月30日

足立区長　近藤弥生

第三者損害に対する損害賠償に関する和解について

足立区は、一本橋架け替え工事において発生した第三者損害に対する損害賠償について、下記のとおり、和解する。

記

1 相手方

足立区舎人在住者

2 和解の内容

足立区、受注者は相手方に和解金として 115,000 円（1名分）を支払う。
なお、足立区の負担額は 115,000 円となる。

3 事故の概要

一本橋架け替え工事により沿道の家屋 1 件に損傷等が生じたため、第三者に対して損害賠償（1 件）を行う。